

# 【参考】 会員が加入するゴルフ保険について

ゴルフ会員は「第三者に対する賠償責任保険（支払限度額50万円）」に自動加入しています。  
**プレー中に、同伴者や周囲の方に怪我をさせたり、他人の用品を傷つけてしまったら、速やかに以下の保険会社（専用ダイヤル）もしくは取扱代理店までご連絡を。**※ご自身の怪我・用品損害は対象外です。

## 共栄火災海上保険株式会社 事故受付センター

**0120-044-077** \*受付時間：24時間365日

■引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社

■取扱代理店：日本ゴルフ場共同購入株式会社 / 03-5577-4369 \*受付時間：午前9時～午後5時（平日）

### ○ <保険適用可能な場合>

ゴルフの練習やプレー中（※）に

- ・誤って他人に怪我をさせた
- ・誤って、周囲の方や友人の物を壊してしまった

（※ゴルフの練習、プレー等には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます）

### ✕ <保険適用不可の場合>

- ・自分自身の怪我、用品損害
- ・故意による損害
- ・同居の親族（※）に対する損害
- ・貸クラブなど施設または第三者から借りている物に対する損害
- ・その他、<保険適用可能な場合>に規定がない損害  
（※6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族）

こちら適用外です

お電話の際に以下をオペレータにお伝え下さい。

1. ご連絡頂いた方の情報（氏名、日中連絡先、生年月日、マジ部ID）  
※適用はゴルフ会員のみとなります。ご連絡頂いた情報は、ゴルフ会員であることを確認するため保険会社からゴルフ事務局へ提供します。
2. 保険契約の証券番号（7228299120）
3. 事故内容（事故日、事故時間、事故場所、事故内容）

#### 【注意事項】

- ・ゴルフ会員であることを確認でき次第、保険会社から保険金請求書類を郵送致します。
- ・保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、ゴルフ会員の皆様（被保険者※補償を受けられる方）が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。
- ・事故状況によってはゴルフ場やゴルフ練習場またはお相手の方にも責任が生じるケースがあります。そのような場合は請求金額に対し全額お支払いできるとは限りませんのでご注意ください。
- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。